

介護保険事業者等における事故発生時の報告に係るQ & A

【報告すべき事故の範囲】

Q 1 創傷とは？

A 1 創傷とは、擦過傷、打撲傷、挫傷、裂創、切創、刺創(刺し傷)等をいう。

Q 2 利用者の保有する財物の損壊、滅失とは、どのような事例を想定しているのか。

A 2 ヘルパーが派遣先で家具を壊した場合、ケアマネジャーが訪問途上にひったくりや車上荒しの被害に遭い、被保険者証やサービス利用票等の入った鞆等を盗まれた場合等を想定している。

Q 3 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を与えるものとは、どのような事例を想定しているのか。

A 3 利用者の預り金の横領や、送迎中における職員の交通ルール違反に起因する交通事故等を想定している。

Q 4 事業者の過失の有無を問わないとは、どのような事例を想定しているのか。

A 4 利用者間の喧嘩、無断外出、送迎中の追突等、第三者や利用者自身に主たる原因があるものも含むという趣旨である。

【感染症又は食中毒について】

Q 5 報告を行う感染症の範囲は？

A 5 原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める1類～5類の感染症のうち、人への感染の危険性が高い1類～4類感染症の他、インフルエンザ、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症、その他集団発生が想定されるものとする。

なお、疥癬やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等が、集団生活を行わない訪問系サービス利用者個人に発生した場合にまで報告を求めるものではない。

また、職員が感染症に罹患した場合にあっては、利用者への感染のおそれが危惧される事案については、報告を行うものとする。

Q 6 報告を求める食中毒の範囲は？

A 6 原則として、施設及び通所系サービス事業所において、食事の提供を行った場合とする。訪問系サービスについては、例えば、訪問介護により食事の準備を行った場合等において、食中毒の発生が訪問介護員に起因する可能性のある場合等に、報告を行うものとする。

Q 7 発症者数が1名であっても、報告するのか。

A 7 1類～4類感染症が発生した場合は、発症者数が1名であっても報告を行うものとする。その他の感染症又は食中毒が発生した場合は、次の場合に報告を行うものとする。

- ① 死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症又は食中毒による患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告の必要を認めた場合

【その他】

Q 8 事故の報告を行った事業所の名称等は、公表されるのか。

A 8 本市において事業所名等を公表することはないが、「京都市公文書の公開に関する条例」に定めるところにより公文書の公開の請求があった場合は、個人のプライバシーに関する情報等、同条例により非公開とされる情報を除き、請求者に対して事故報告書を公開する。

Q 9 京都市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事故についても、報告するのか。

A 9 介護予防ケアマネジメント、訪問型サービス、通所型サービスに係る事故については、報告を行うものとする。

Q 10 サービス付き高齢者向け住宅の事故についても、報告するのか。

A 10 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、報告を行うものとする。